

山陽小野田市自治基本条例

<解説>

平成24年1月1日 施行

令和5年4月1日 改正

山陽小野田市

はじめに

平成12年4月に地方分権一括法が施行されたことにより、地方分権に関する様々な法律の制定や改正が行われ、それぞれの自治体が自己責任をもって自らの判断で決定し、自主的で自立した市政を運営する地方分権時代が到来したといわれています。

このような状況の中で自治の確立を図るため、本市では自治の基本を定めた最も尊重すべき規範として「山陽小野田市自治基本条例」を制定しました。本条例は、本市のまちづくりのための原則や制度などの基本的なルールを定め、それを市民をはじめ自治に関わる全ての人が共通認識し実行することで、市民本位のまちづくりを進めていくことを目指しています。

この条例の制定に当たっては、市民でつくり守り育てる条例とするため、これについて調査、検討を行い市長に提案する機関として「自治基本条例をつくる会」を発足させました。参加者は公募による市民で、約2年半の歳月をかけて条例の素案を作成し提言書が提出されました。

これを受け、市は庁内プロジェクトを設置し、つくる会の素案を最大限尊重したうえで、全体的に簡潔でわかりやすい表現になるよう条文を整理し、市の素案としてとりまとめました。これを基に広く市民の意見を募集するためパブリックコメントを実施し、その意見を踏まえて修正したものを条例案として議会に上程しました。

議会では「自治基本条例審査特別委員会」を設置し慎重審査された結果、平成23年12月に修正を加えたうえで議決し、平成24年1月1日に施行されました。

この条例が施行されたことにより、市民、市議会、そして、市の役割やそれぞれの関係が明確になり、「誰もが主役のまちづくり」の実現のため、人権の尊重、市政情報の共有、市政への市民参画などを通して、今後さらに「協創によるまちづくり」に取り組んでいくこととしています。

目 次

山陽小野田市自治基本条例の解説

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	2
第2条 定義	2
第3条 基本理念	3
第4条 この条例の位置づけ	3
第2章 市民等	
第5条 市民の権利	3
第6条 市民の責務	4
第7条 事業者の責務	4
第8条 青少年の権利	4
第3章 議会	
第9条 議会の役割及び責務	5
第10条 議員の役割及び責務	5
第4章 市長等	
第11条 市長の責務	6
第12条 職員の責務	6
第13条 職員の育成及び資質の向上	6
第5章 行政運営等	
第14条 市の組織及び体制	7
第15条 総合計画	7
第16条 説明責任	7
第17条 適正かつ公正な行政運営	8
第18条 財政運営	8
第19条 行政評価	8
第20条 監査	9
第21条 広報広聴機能の強化	9
第22条 意見、要望、苦情等への対応	9
第6章 情報の公開等	
第23条 情報の公開	10
第24条 出資法人との情報共有	10
第25条 個人情報の保護	10
第7章 参画及び協創	
第26条 市政への参画	11
第27条 計画策定等における参画及び協創	11
第28条 審議会等委員の公募	11
第29条 協創によるまちづくり	12
第30条 公共的民間団体	12

第8章 住民投票	
第31条 住民投票の実施	13
第9章 危機管理	
第32条 危機管理	13
第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制	
第33条 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制	14
第11章 国際交流	
第34条 国際交流	14
第12章 条例の見直し	
第35条 条例の見直し	14

山陽小野田市自治基本条例の解説

目次

前文

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 市民等（第5条—第8条）
- 第3章 議会（第9条—第10条）
- 第4章 市長等（第11条—第13条）
- 第5章 行政運営等（第14条—第22条）
- 第6章 情報の公開等（第23条—第25条）
- 第7章 参画及び協創（第26条—第30条）
- 第8章 住民投票（第31条）
- 第9章 危機管理（第32条）
- 第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制（第33条）
- 第11章 国際交流（第34条）
- 第12章 条例の見直し（第35条）

附則

私たちの住む山陽小野田市は、瀬戸内海に面した水と緑の豊かな自然に恵まれた農林水産業と商工業の盛んなまちで、平成17年3月小野田市と山陽町がひとつになって誕生しました。

先人の築いてきたやすらぎと文化の香りに満ちたこのまちは、私たちのふるさとであり、私たちの手で「住んでいることを誇れるまち」、「未来へ責任を持ち、夢のあるまち」にしていかなければなりません。

そのためには、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、市民が積極的に参加し、市、議会と協創の考え方を共有しながらまちづくりを進めていくことが求められます。

私たちは「誰もが主役のまちづくり」の実現を目指して、その道しるべとなる市政運営の最も尊重すべき規範として、ここに「山陽小野田市自治基本条例」を制定します。

【解説】

前文は、この条例を制定するに当たっての基本的な認識や決意等を明らかにし、この条例全般にわたる解釈・運用のよりどころとなるものです。

この自治基本条例は、山陽小野田市の市政運営の最も尊重すべき規範として、自治の基本理念等を定める重要な条例です。

そして、市民は、市の特性を活かしながら、協創の考え方を共有しながら「誰もが主役のまちづくり」に努めていくこととします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、山陽小野田市における市民自治の基本理念を明らかにし、市政運営の基本的事項を定めることにより、誰もが主役のまちづくりの実現を図ることを目的とします。

【解説】

本条例では、本市における自治の「基本理念」及び「誰もが主役のまちづくり」の実現であることを条文化し、明らかにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住所を有する者をいいます。
- (2) 市民等 市民及び市内に住所を有しない者で市内に勤務し、又は通学するもの及び本市のまちづくりに参加するもの並びに市内に事業所を有する者及び市外に事業所を有する者で本市のまちづくりに参加するものその他市内で公共的な活動を行う団体をいいます。
- (3) 市 市長その他の執行機関をいいます。
- (4) 議会 山陽小野田市議会をいいます。
- (5) 参画 市が実施する政策、施策及び事務事業の計画立案、実施、評価等の各段階に市民が参加することをいいます。
- (6) 協創 市民等、市及び議会がそれぞれの責務及び役割を自覚し、ともに協力し、ともに活動することで新しい価値を創出することをいいます。
- (7) まちづくり 市民等にとって安心安全な生活環境を実現するなど、より暮らしやすいまちを実現するために行う公共的な活動をいいます。

【解説】

「市民等」の定義を、市内に住所を有する住民に止まらず、広くまちづくりに関わりを持つことができる市外から市内へ通学する学生や市内に事業所を有する者、また、市外にありながら本市のまちづくりに参加するもの、そして市内で活動する団体等としました。「市民等」を定義したのは、地域社会が抱える課題への取り組みやまちづくりを推進するためには、山陽小野田市という地域社会における幅広い人々や団体が力を合わせて取り組むことが重要であるとの考え方によるものです。

(基本理念)

第3条 第1条の目的を達成するため、次に掲げることをこの条例の基本理念とします。

- (1) 市民等、市及び議会は、人権を尊重すること。
- (2) 市民、市及び議会は、市政に関する情報を共有すること。
- (3) 市は、市民の参画のもと市政を行うこと。
- (4) 市民等、市及び議会は、それぞれの責務を果たしながら、協創によるまちづくりに取り組むこと。

【解説】

「誰もが主役のまちづくり」の実現のため、条例の基本理念を、人権尊重、市政情報の共有、市政への市民参画、そして、それらを通しての「協創によるまちづくり」と定義しています。特に人権尊重を挙げたのは、協創によるまちづくりに当たっては、参加者相互の人権が尊重されるべきことが前提であることに配慮したことによるものです。

(この条例の位置づけ)

第4条 この条例は、市政運営の最も尊重すべき規範であり、他の条例又は規則の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を生かさなければなりません。

【解説】

本条例が、市における全ての条例、規則等の最も尊重すべき規範になることを位置付け、そのため条例の趣旨が生かされることの必然性を述べています。

第2章 市民等

(市民の権利)

第5条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有します。

2 市民は、まちづくりに参加する権利を有します。

【解説】

協創によるまちづくりに向けて、市民の権利として、情報を知る権利とまちづくりに参加する権利があると規定しています。

(市民の責務)

第6条 市民は、市民自治の主体であることに責任を持ち、積極的にまちづくりに参加するように努めるものとします。

【解説】

市民は、自治の主体が市民であることを自覚し、積極的にまちづくりへ参加する責務があります。

(事業者の責務)

第7条 事業者（営利を目的とする事業を行う者をいう。）は、社会的な役割を認識し、地域社会との調和を図りながら、まちづくりに寄与するように努めるものとします。

【解説】

市内で営利事業を行う者は、事業活動を展開するなかで、その技術やノウハウを駆使して健全な地域社会の発展に寄与することが求められます。

(青少年の権利)

第8条 18歳未満の青少年は、その人権が尊重されるとともに、年齢に応じてまちづくりに参加する権利を有します。

2 市民等及び市は、青少年の意見を尊重し、これをまちづくりに反映させます。

【解説】

とかく18歳以上の大を主体として動いているまちづくりのなかにあって、あえて、青少年がまちづくりに参加できるよう配慮して、そのため、彼らの人権が保障される必要があることから条文化しました。将来を担う青少年等の年齢に応じたまちづくりへの参加促進につなげようとするものです。

第3章 議会

(議会の役割及び責務)

第9条 議会は、市の重要な意思決定機関として、総合的な視野に立ち、市民の意見が適切に反映されるように、市政を監視するとともに政策の立案等を行います。

- 2 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開することとし、かつ、議案の内容、審議の経過及び議会活動の状況等の情報を市民に分かりやすく提供することにより、開かれた議会運営に努めなければなりません。
- 3 議会は、自ら、地方分権及び協創の考え方によるさわしい議会のあり方、開かれた議会運営並びに望ましい議員の姿を求めます。

【解説】

議会は地方自治法により設置の根拠がありますが、協創によるまちづくりを進めるに当たって、この条例の求めるまちづくり実現のためにには、議会の役割や責務などを規定しておくことは欠かせないところです。

(議員の役割及び責務)

第10条 議員は、市民の代表として、自己研さんに努め、市民の負託に応えなければなりません。

- 2 議員は、広く市民の声を聞き、市民へ議会活動及び市政に関する情報を提供するよう努めなければなりません。

【解説】

議員は、市民からの公選による負託に応えることを責務とし、その役割を果たすため、自己研さんに努め、広く市民の声を聞き、積極的に情報の提供を行い、市民との情報の共有に努めることとします。

第4章 市長等

(市長の責務)

- 第11条 市長は、民主的で公平かつ公正な行政運営を図るよう努めなければなりません。
- 2 市長は、市民が市政に関する諸活動に参加できるよう知る権利及び参加する権利を保障しなければなりません。
- 3 市長は、具体的な目標を掲げた政策公約を公表し、その達成状況を公表するものとします。

【解説】

自治体は市民の信託に基づき成立していることからして、そのトップである市長には民主的で公平かつ公正な行政運営を行うことが求められます。

市長は、市民に対して、市政諸活動に参加できるよう知る権利及び参加する権利を保障しなければなりません。

また、市長には、具体的なマニフェストの作成を義務付け、適時公表することとします。

(職員の責務)

- 第12条 職員は、市民の視点に立ち、全体の奉仕者として公正、誠実かつ効率的に職務に努めなければなりません。
- 2 職員は、自ら職務の遂行に必要な知識、技術等の向上に努め、行政需要及び市民等の要望に即応できる能力を養成しなければなりません。
- 3 職員は、積極的に市民との信頼関係を築くとともに、共同して地域活動に努めるものとします。

【解説】

職員は公務員としての自覚をもって全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行することが求められます。そのため職員には行政の専門家として市民サービスの改善や向上のため知識や技術の向上を図る責務があります。さらに、地域や地元のなかでは、市民と積極的に関わりを持ち、まちづくりのため、市民と一緒にして地域活動に当たることが求められます。

(職員の育成及び資質の向上)

- 第13条 市は、市政の課題等に迅速かつ的確に対応するため、職員の人材育成を積極的に推進し、資質の向上を図らなければなりません。
- 2 市は、職員の人材育成及び資質の向上のため、職員に研修及び自己啓発の機会を提供しなければなりません。

【解説】

前条の目的を果たすため、市は、職員の人材育成を推進し、職員に必要な研修等の機会を提供することが求められます。

第5章 行政運営等

(市の組織及び体制)

第14条 市の行政組織及び執行体制は、市民に分かりやすく、簡素かつ効率的なものでなければなりません。

【解説】

行政組織は市民にとって分かりやすく、かつ、様々な行政課題にスピーディに対応することが必要です。そのため、簡素で効率的な組織であることが求められます。市民に分かりやすい組織とは、単に名称のみではなく、どのような組織体制が市民に有益で機能的なものであるかということです。

(総合計画)

第15条 市は、まちづくりの総合的な指針として基本構想、基本計画及び実施計画からなる総合計画を策定し、計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市は、社会情勢の変化及び市民等の要望を的確に把握し、適宜総合計画の見直しを行うものとします。

【解説】

市は最上位の計画として総合計画を策定し、それに基づいて計画的な行政運営が求められます。

また、一方では、社会情勢の変化や要望等を的確に把握して適宜、その計画の見直しなど、柔軟に対応することが必要です。

(説明責任)

第16条 市は、政策、施策及び事務事業の計画段階から実施に至るまでの経過を市民に分かりやすく説明する責任があります。

【解説】

市は、市民の市政への信頼感の確保や市民のまちづくりへの参加意欲、協創意識を高めるために、政策や施策などについて、早い段階から分かりやすく市民に説明する責務を負うものとします。

(適正かつ公正な行政運営)

第17条 市は、法令遵守により適正かつ公正に市政を運営しなければなりません。

2 市は、市政運営上の違法行為及び不当要求による損失を防止するため、公益通報及び不当要求防止の制度を定め、適切に運用しなければなりません。

【解説】

市政は法令遵守により適正に運営されるべきことを改めて規定しています。そのため、職場での自浄作用を働かせることや外部からの不当な要求にも屈することなく公正に行政運営を進めることができます。

(財政運営)

第18条 市は、総合計画及び行政評価を踏まえた適切かつ効率的な中長期の財政計画を策定しなければなりません。

2 市は、予算編成及び財政運営に当たっては、財源を効率的かつ効果的に活用することにより、健全な財政運営に努めなければなりません。
3 市は、毎年度の予算及び決算その他の市の財政状況に関する情報を市民等に分かりやすく公表しなければなりません。

【解説】

市は総合計画と行政評価を踏まえた中長期の財政計画を策定することの必要性を定め、財政運営に当たっては効率的な財源活用を行い、「誰もが主役のまちづくり」のため、財政状況は分かりやすく、適時、公表しなければならないことを規定しています。

(行政評価)

第19条 市は、効率的かつ効果的な市政運営を行うため、政策、施策及び事務事業について行政評価を行い、その結果を分かりやすく市民等に公表しなければなりません。

【解説】

行政評価とは、市が行う政策等の成果を明らかにする仕組みをいいます。

市は政策、施策及び事務事業について、目的、事業実績及び効果等について不断の行政評価を行い、効率的な市政運営を行うための糧とします。また、「誰もが主役のまちづくり」のため、その結果を分かりやすく公表する責務を負うものとします。

(監査)

第20条 監査委員は、市の財政等の監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性、効率性等の評価を踏まえた監査を行うように努めます。

【解説】

監査は、これまでの財務監査にとどまらず、事業の有効性や効率性など、できる限りの、行政評価の観点を踏まえた監査も行うことに努めるものとします。

(広報広聴機能の強化)

第21条 市は、市民の市政に参画する権利及び行政情報を知る権利を保障するため、行政情報の提供及び市民の意見、要望等を聞く場を設けます。

【解説】

市は、市民の行政情報を知る権利を保障するため、積極的に行行政情報の提供を行うこととし、その手段として、適宜、市政説明会などの機会を通して広く市民の意見を聞き、必要に応じて市政について説明する場を設けるものとします。

(意見、要望、苦情等への対応)

第22条 市は、市民等からの意見、要望、苦情等を迅速かつ誠実に処理し、対応しなければなりません。

2 市は、市民等からの意見、要望、苦情等で適切な措置が必要な事項については、市政運営に反映させなければなりません。

【解説】

寄せられた意見や要望等は、市政の現状を見直すきっかけとしておろそかにすることなく真摯に対応することが求められます。

そして、それらの意見などから適切な措置を要するものは対処することにより、市政に反映させていくこととします。

第6章 情報の公開等

(情報の公開)

- 第23条 市及び議会は、市民が行政情報を知る権利を保障するとともに、その保有する情報は法令により制限される場合を除いて、公開しなければなりません。
- 2 市及び議会は、市政に関する意思決定過程の情報を市民に分かりやすく、積極的に明らかにしなければなりません。
- 3 市は、審議会、協議会等の附属機関及びこれに類するもの（第28条において「審議会等」という。）の会議を原則として公開しなければなりません。

【解説】

市及び議会は、保有する市政情報は市民の共有財産であるという位置付けのもと、市民の知る権利を保障しています。また、市は附属機関やそれに類する会議等を原則として公開することにより、市政運営の透明性の確保や市民の知る権利の保障に努めます。

(出資法人との情報共有)

- 第24条 市は、市が出資している団体に情報公開の促進について指導しなければなりません。

【解説】

市が出資している法人に対しても情報の公開を求めていき、出資法人の経営を明らかにし、開かれた行政運営に努めます。

(個人情報の保護)

- 第25条 市は、個人に関する情報の保護を図るために、個人情報の収集、利用、提供及び管理について必要な措置を講じなければなりません。

【解説】

情報の中でも個人情報は特に慎重に取扱いが求められていることから、市は個人情報保護のため必要な措置を講じます。

個人情報の保護については、山陽小野田市個人情報保護条例に基づき、個人の権利や利益の保護が図られます。

第7章 参画及び協創

(市政への参画)

第26条 市民は、市政に参画することができます。

2 市は、市民の市政に参画する権利を保障するため、参画の機会を確保しなければなりません。

【解説】

市民の声を市政に反映するため、市民が市政へ参画することについての権利を保障しています。

(計画策定等における参画及び協創)

第27条 市は、総合計画等重要な計画の策定又は見直しに当たっては、市民の参画を得て、協創の考え方に基づき取り組みます。この場合において、当該策定又は見直しの過程を適宜公表するものとします。

2 市は、前項の計画の策定又は見直しの段階でパブリックコメント（市民意見公募制度のこと）を実施しなければなりません。

【解説】

市民に直接大きな影響を与える総合計画等の策定や見直しに当たっては、市民の参画を得て、それぞれの過程を公表しながら市民と協創により策定するものとします。また、段階を経て、市民意見公募制度（パブリックコメント制度）により、さらに広範な市民からの意見も公募して計画に反映することを定めています。

(審議会等委員の公募)

第28条 市は、審議会等の委員の選定に当たっては、市民から公募するなど、市民の多様な意見が反映されるようにしなければなりません。

【解説】

市の施策や方向性を決定するため諮問する審議会等の委員の選定に当たっては、多様な意見を反映させるため、特段法令上、定めのない限り、公募市民枠を設けるものとします。

(協創によるまちづくり)

- 第29条 市民等、市及び議会は、まちづくりのために、互いを尊重し、人と人のつながりを基盤とした協創によるまちづくりを推進するものとします。
- 2 市民等、市及び議会は、協創によるまちづくりを進めるために必要な環境整備に努めるものとします。
- 3 市民等、市及び議会は、協創によるまちづくりの推進に当たっては、情報の共有と対話を基本とします。

【解説】

地域課題の解決や「誰もが主役のまちづくり」の実現のため、市民等、市および議会は、それぞれの立場を尊重して、各自に課せられた役割を理解して、協創によるまちづくりに取り組むこととします。

(公共的民間団体)

- 第30条 市民等は、心豊かで住みよい地域づくり及び地域の課題の解決に向けて、主体的に公共的民間団体（市と連携し、及び協創の考え方を共有し、各分野で公共的に活動する団体をいう。以下同じ。）の活動に参加するよう努めるものとします。
- 2 市は、まちづくりにおける公共的民間団体の活動の果たす役割を尊重し、促進するための支援に努めなければなりません。

【解説】

協創によるまちづくりに取り組む客体として、公共的民間団体への活動参加を呼びかけています。また、市は、その活動を尊重し、活動のためのさまざまな形で支援を行うことの必要性を規定しています。公共的民間団体とは、市と連携し、協創の考え方を共有し、各分野で公共的に活動する団体のことをいいます。

第8章 住民投票

(住民投票の実施)

第31条 市長は、市政運営上の重要事項について、広く市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、条例に基づき住民投票を実施することができま

す。

2 市民、市及び議会は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

【解説】

間接民主主義を補完する観点から、市の重要な政策判断が必要な事項については、住民に対する最終意思確認の手段として、条例に基づき住民投票ができるることを規定しています。また、そのため、投票結果については尊重されることが求められます。

住民投票については、山陽小野田市住民投票条例を定めています。

〈参考〉 山陽小野田市住民投票条例（平成18年7月1日施行）

第9章 危機管理

(危機管理)

第32条 市は、市民等の安心かつ安全な環境を維持するため、緊急時に備え、総合的かつ機能的な活動ができるよう危機管理体制を確立しなければなりません。

2 市は、前項に規定する目的を達成するため、危機管理意識の醸成及び広域的視点から国、県及び近隣市との連携を図らなければなりません。

3 公共的民間団体は、関係機関及び市と連携し、市民等が安心して生活できるような施策に協力するよう努めるものとします。

【解説】

大規模地震や洪水などの自然災害あるいはテロ行為、ガス爆発等の人為的な災害が起きた場合に備えて、災害を未然に防止する体制や被害を最小に抑えるための対応策を確立し、日頃から総合的で機能的な活動が図れる体制を確立し、市民等の生命や財産等を災害から守る体制整備の必要性を定めています。

また、大規模災害が発生した場合、山陽小野田市だけでの対応では限界があることから、国や県、近隣市との連携を図ることについて規定しています。さらに、共助の観点から、公共的民間団体においても関係団体や市との連携の行動を求めてい

第10章 国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制

(国、県、近隣市及び姉妹都市との連携・協力体制)

- 第33条 市は、市民等が共有している問題を解決するために国、県及び近隣市と密接な連携と協力の下に情報交換等を行ながら、共通の課題解決に努めるものとします。
- 2 市は、市民等にとって必要な政策課題の実現のために、国又は県に具体的な政策提言又は要望を行うものとします。
- 3 市は、姉妹都市との連携及び協力を深め、得られた情報及び知恵をまちづくりに生かすものとします。

【解説】

市の独自性を発揮しながら国、県及び近隣市、姉妹都市との連携、協力体制をとりながら、共通の課題解決にむけて力を結集することを規定しています。そのため、市は国や県に対して必要な提言や要望活動を行うこととします。

第11章 國際交流

(国際交流)

- 第34条 市は、平和、人権、環境、資源等の国際的規模の諸問題に関し、国際的視野を持ち、国際社会に果たすべき役割を認識して、市民及び議会と共に広く国際交流に努めるものとします。

【解説】

市は、国際的視野を持ち、国際社会に果たすべき役割を認識し、市民及び議会とともに国際交流を推進することを規定しています。

第12章 条例の見直し

(条例の見直し)

- 第35条 市長は、社会経済状況の変化等に応じて、5年を超えない期間ごとに、この条例の見直しを検討しなければなりません。
- 2 前項の見直しの検討を行うために、附属機関として自治基本条例審議会を設置し、適宜提言を受けるものとします。

【解説】

見直しの規定を設けたのは、時代経過による条例の形骸化を防止し、その社会情勢に即した条例に育していくためであり、総合計画の期間や市長の任期を考慮して5年を超えない期間とします。見直しの手順としては、市民や学識経験者による自治基本条例審議会を設置し、条例の進捗状況や問題点を諮問し、市はその答申を受けて条例の見直しに着手します。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。